

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、情報社会の進展により、放送の公共性と社会的役割が一層重要なものとなったことを強く認識しております。このため、役員はもとより従業員一人ひとりが高い倫理観を持ち、「平和と自由の精神を貫き、地域社会と文化の向上につくす」ことをはじめとする当社信条を順守し、放送の社会的責任を果たすため力を尽くします。また、視聴者・聴取者の皆様からの声に真摯に耳を傾けるとともに、法令・規範を守りつつ、誠実に、そして、適正に業務を行う体制を充実させることが肝要であると考えます。これらによって、放送の公共性と創造的な企業としての価値を向上させ、株主の皆様をはじめ地域社会の皆様方のご期待に応えたいと考えております。当社では、上記の考えを踏まえ、下記の基本方針に基づいて、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を図っております。

1. 当社信条の徹底と経営管理組織による実践ならびに適正な監督
2. 内部統制システムの一層の整備
3. 情報開示による透明性の向上

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社朝日新聞社	6,224,900	14.88
株式会社テレビ朝日	3,877,600	9.27
公益財団法人香雪美術館	2,930,000	7.00
学校法人帝京大学	1,554,000	3.71
朝日新聞信用組合	1,500,000	3.59
大阪瓦斯株式会社	1,065,000	2.55
日本生命相互会社	1,005,200	2.40
近鉄バス株式会社	800,000	1.91
株式会社竹中工務店	776,600	1.86
株式会社りそな銀行	763,500	1.83

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3 月

業種

情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数

500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山口 昌紀	他の会社の出身者								○			
坂井 信也	他の会社の出身者				○				○			
尾崎 裕	他の会社の出身者								○			
小林 研一	他の会社の出身者								△			
吉田 慎一	他の会社の出身者					○		△	○	○		
後藤 尚雄	他の会社の出身者							○	○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口 昌紀	○	(hおよび属性情報) 山口昌紀氏は、近鉄グループホールディングス株式会社の取締役相談役です。同社の前身の近畿日本鉄道株式会社と当社の間には、広告会社を通じた取引がありますが、直近事業年度（平成27年3月期）における、同社からの当社の収入額は当社の連結売上高の0.1%未満です。	山口昌紀氏は、関西を地盤とした大手民営鉄道会社の業務執行者の経験を踏まえ、公共性と地域貢献などの観点から、当社の経営・コーポレート・ガバナンスについて有効な助言・指摘を行うことができると判断し、社外取締役に選任しております。また、同氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」にも適合するため、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定するものです。
		(d) 坂井信也氏は、株式会社阪神タイガ	坂井信也氏は、関西を地盤とした大手民営鉄道会社の業務執行者の経験を踏まえ、公共性

1. 当社またはその子会社の業務執行取締役もしくは重要な使用人(※注1、以下同じ。)が役員に就任している会社の業務執行取締役および執行役ならびに重要な使用人
2. 当社の議決権の10%以上を有する大株主またはその業務執行取締役および執行役ならびに重要な使用人

3. 当社を主要な取引先とする会社(※注2)の業務執行取締役および執行役ならびに重要な使用人
 4. 当社の主要な取引先である会社(※注3)の業務執行取締役および執行役ならびに重要な使用人
 5. 当社から役員報酬以外に年間1,000万円相当以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
 6. 当社から年間1,000万円以上の寄付または助成を受けている団体の理事または重要な業務執行者
 7. 当社が属するテレビネットワーク系列に加盟する会社の業務執行取締役および執行役ならびに重要な使用人
- (2) 配偶者または二親等内の親族が、現在、以下に該当する者
1. 当社またはその子会社の業務執行取締役もしくは重要な使用人
 2. (1)の1. から7. に該当する者
- (3) そのほか、当社の一般株主全体との間で、恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのある者
- ※注1: 重要な使用人とは概ね部長以上をいう。
- ※注2: 当社を主要な取引先とする会社とは、直近事業年度において、当該会社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた会社をいう。
- ※注3: 当社の主要な取引先である会社とは、直近事業年度において、当社の年間連結売上高の2%以上の支払いを当社に行った会社、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社に融資している会社をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等は、株主からの負託に応えるべく優秀な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点が必要であることを考慮し、それぞれの職責に見合った報酬体系・報酬水準を定めております。

常勤取締役の年額報酬は、基本報酬、業績手当、役位手当および代表手当からなり、それぞれ算定基準を定めております。常勤取締役の賞与は前事業年度の業績に応じて年1回、支給することとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬の内容は、以下のとおりです。

1. 報酬限度額
平成18年6月29日開催の第79回定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額
年間580百万円
2. 取締役および監査役に支払った報酬
取締役(社外取締役を除く。) 10名 438百万円
監査役(社外監査役を除く。) 2名 69百万円
社外役員 10名 32百万円
(注) 上記には、当期中に退任した取締役2名に対する報酬を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等は、株主からの負託に応えるべく優秀な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点が必要であることを考慮し、それぞれの職責に見合った報酬体系・報酬水準を定めております。常勤取締役の賞与は前事業年度の業績に応じて年1回、支給することとしております。社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場にあることを鑑み、業績により変動する要素を排除した報酬体系・報酬水準を定めております。報酬等の額については、株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内で、取締役会で決議し定めることとしております。

なお、平成17年6月29日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金支給制度廃止に伴う打ち切り支給が決議され、同総会で重任された取締役および在任中であつた監査役に対し、それぞれの就任時から同総会終結の時までの在任期間に対する役員退職慰労金などを各取締役および各監査役の退任時に支給しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会における重要な案件については、社外取締役および社外監査役に対して事前に資料の配布などを行い、社外取締役に対しては業務

執行取締役が、社外監査役に対しては常勤監査役が、必要に応じて事前説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、監査役会設置会社であり、取締役会および特別取締役会の決議に基づいて、また常務会その他稟議手続によって、その業務執行を行っています。

取締役会は月1回、特別取締役会は随時、常務会は定例として毎週開催しています。

取締役会は、取締役会15名で構成され、全員が男性であります。そのうち、豊富な会社経営者としての知識・経験などを有する社外取締役が6名と3分の1以上を占めています。

監査役会は、常勤監査役2名と社外監査役3名で構成され、全員が男性であります。監査役5名全員が財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。そして、業務執行全般に精通した常勤の監査役2名と社外監査役が連携し、監査役会で定めた監査基準に基づいた実効性のある監査を行っている他、監査役の取締役会および監査役会への出席率も高く、十分に取締役に対する監督機能を果たしています。

また、監査役会事務局に独立性の高い専任の事務長を置き、複数の事務局員とともに監査役の職務や監査役会運営の補助にあたるなど、監査役の機能強化に向けた取り組みを実施しています。

会計監査人は、有限責任監査法人トーマツを選任しており、監査役会とも相互に連携し、会社法および金融商品取引法に基づく監査を受けており、会計に関する適正性を確保しています。

業務を執行した公認会計士は、川崎洋文、千崎育利の両氏で、上場会社に係る勤続監査年数は7年以内、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士8名、その他5名となっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制は上記のとおりで、監査役会が取締役の職務執行を監督しておりますが、株主および投資家などの皆様からの信頼を更に確保すべく、取締役会を「社外取締役を中心とした取締役会」としております。

このような体制とすることで、業務執行取締役に対する監督機能が強化され、経営の健全性と意思決定の透明性が保たれると同時に、外部からの意見を取り入れることで、取締役会の活性化も図れると判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年の第88回定時株主総会においては、法定期日の3営業日前の6月8日(月)に発送いたしました。また、6月1日(月)に、東京証券取引所の縦覧書類、当社ホームページに掲載しました。
集中日を回避した株主総会の設定	近年は2012年6月の株主総会を除き、第一集中日を回避して設定しております。
電磁的方法による議決権の行使	2015年6月の株主総会で13年の実績となりました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2014年から、個人投資家向けの決算説明会を実施しております。代表取締役社長が当社の事業内容、決算についての詳細な説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2005年の中間決算から、毎年2回、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を実施しております。代表取締役社長の全体説明の後、経理担当取締役等から決算についての詳細な説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書、適時開示資料などを当社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR委員会およびその事務局を設置し、総務部にIR担当者を置いています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「朝日放送信条」において、放送の社会に対する責任を謳い、それに基づき、「朝日放送コンプライアンス憲章」および「同コンプライアンス行動規範」によって、(1)視聴者、社会への責任、(2)誠実・公平・透明な企業姿勢、(3)公正な取引、(4)情報の厳正な管理、(5)環境保全、(6)社員の能力と人格の尊重、について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、2000年(平成12年)から、「ABC環境キャンペーン～ガラスの地球を救え」を展開し、地球に優しい放送局として、環境問題に積極的に取り組んでおり、毎年、ゴールデンウィークには、特別番組を放送しております。また、2007年からは近畿の小学校等に苗木をプレゼントするなどして、地球の大切さや自然の重要性を子供達に伝える「みんなの木」という活動も行ってきました。
その他	当社では、女性の活躍を推進するため、2013年4月に、全社横断的に人選した8人の女性社員からなる「HANA(はな)プロジェクト」を発足させ、その提言に基づき、2014年6月に人事局COLORFUL推進部を新設し、女性にとってより働きやすく、やりがいのある組織体制作りを目指して、実効性のある取り組みを始めています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、内部統制システムの構築・整備を、コーポレートガバナンスとならび重要な経営課題のひとつであると認識しております。このため、取締役会による取締役の業務執行の監督は勿論のこと、監査役会設置会社として、監査役および監査役会が、取締役の業務執行について監査を行うなどの経営監視体制を構築し、その強化を図っております。

2. 内部統制システムの整備状況

(1) 当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1. コンプライアンス

- ・当社は、「朝日放送コンプライアンス憲章」と「コンプライアンス行動規範」を制定し、法令などを遵守し、社会的良識に基づいてコンプライアンス経営を行う。
- ・当社は、「朝日放送グループコンプライアンス規定」を制定し、コンプライアンス担当取締役の下にコンプライアンス局を設置し、当社および子会社の取締役および使用人が法令などを遵守し、社会的倫理に則って行動するために必要な取り組みを実施する。
- ・当社は、コンプライアンス局に内部通報窓口を設置し、当社および子会社の取締役および使用人ほか関係者から、コンプライアンス違反の疑義がある案件についての相談、報告を受ける。
- ・当社および子会社は、「反社会的勢力排除規定」を制定し、反社会的勢力に対する利益や便宜の供与を禁じ、反社会的勢力からの圧力に毅然とした態度で臨む。

2. 内部監査

- ・当社は、代表取締役社長直属の内部監査室を設置する。
- ・当社は、監査事項や基準など監査の基本事項について定める「内部監査規定」を制定し、当社および子会社の業務遂行やコンプライアンス体制、リスク管理および内部統制システムなどの運営状況を監査し、業務全般が法令および定款などに照らして適正に行われていることを確認する。
- ・当社の内部監査室は、内部監査報告書を作成し、代表取締役社長に報告する。代表取締役社長は、内部監査報告書に基づいて改善などを行う。
- ・当社の内部監査室は、内部監査に関する計画や結果などについて監査役に適切に報告し、連携する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・当社は、「文書管理規定」を制定し、取締役会議事録など取締役の業務執行に係る文書の保存、管理を適切に実施する。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、代表取締役を委員長とするガバナンス推進委員会を設置し、当社および子会社のリスク管理表と「リスク管理マニュアル」を策定し、リスク管理を適切に行う。また、リスク発生時に適切に対応するため「危機管理フローチャート」を策定する。
- ・当社は、放送番組等に伴うリスク、放送事故に伴うリスク、その他のリスクに対応するため、常務会の下に放送問題等対策委員会、放送番組検討委員会、放送事故対策委員会、管理問題対策委員会を設置する。
- ・当社は、「事業継続計画」と「災害対策マニュアル」を策定し、災害発生時における放送機能の維持に努める。

(4) 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社および子会社の常勤取締役は、各社の取締役会が決定した職務分掌に従って、適正かつ効率的な業務執行を実現する。
- ・当社および子会社は、当社グループ全体を網羅する中期経営計画を策定し、当社および子会社の取締役は、その目標達成に向けて職務を遂行する。
- ・当社は、常勤役員によって組織される常務会および各種委員会などを通じて、当社および子会社に係る情報の共有と協議を行うとともに、適正かつ迅速な決定を行う。

(5) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社は、「関係会社管理規則」を制定し、当社グループ内の情報共有および業務上の報告についてのルールを定めるとともに、子会社が制定する「グループ経営管理規則」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への報告を義務付ける。
- ・当社は、グループ会社連絡会を定期的に開催し、経営上の重要情報の共有に努める。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

- ・当社は、監査役の職務を補助するため監査役会事務局を設置し、その独立性、職務の実効性を確保するため「監査役の職務を補助する社員に関する規則」を制定する。
- ・監査役会事務局は、専任の事務長1名を含む複数名とし、その選任に際しては、経験、知見、能力を十分に考慮する。
- ・監査役会事務局に所属する使用人は、監査役の指揮命令に服する。
- ・監査役会事務局に所属する専任の使用人の異動、人事考課および表彰・懲戒については、あらかじめ監査役会の同意を得ることとする。
- ・当社の取締役および使用人は、監査役会事務局に所属する使用人の業務遂行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することのないよう留意する。

(7) 監査役への報告に関する体制

- ・当社のコンプライアンス局長は、当社および子会社の業務または財務に重大な影響を及ぼすおそれのある事実やコンプライアンス違反のおそれのある事実の報告を受けた場合は、直ちに当社の監査役または監査役会へ報告する。
 - ・当社および子会社の取締役および使用人は、当社の監査役または監査役会からその業務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに当該事項につき報告を行う。
 - ・当社の内部監査室および子会社の監査役は、当社の監査役と定期的または適宜に会合を持ち、当社および子会社における内部監査、コンプライアンス、リスク管理などの現状を報告する。
 - ・当社は、「監査役への報告等に関する規則」を制定し、監査役に対して報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・当社の監査役は、当社の取締役会、特別取締役会、常務会その他の重要な会議への出席、重要な会議の議事録、起案書その他の業務執行に関する書類の閲覧などを行うことができる。
 - ・当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
 - ・当社の監査役会が監査の実施にあたり、弁護士、公認会計士その他外部のアドバイザーを任用することを求めるなど、臨時の費用が発生した場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、その費用を負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、コンプライアンス憲章およびコンプライアンス行動規範において、「反社会的な団体・個人からの圧力には毅然とした態度で臨み、一切かかわりを持たない」旨を定めるとともに、「反社会勢力排除規定」を設け、反社会勢力に対して利益や便宜を供与することがないよう、役職員に徹底・周知しています。

また、実際に不当な要求が発生した場合は、常務会の下に設置する管理問題対策委員会で対応にあたることにしております。

なお、当社は、大阪府企業防衛対策協議会（以下、企防協）の加盟企業であり、総務部の担当者が企防協の開催する研修会などに参加するとともに、必要に応じて情報交換を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 会社情報の集約・管理に対する社内体制

当社の経営管理組織には、取締役会および常勤の役員による常務会があります。取締役会で決定された事実および常務会で審議・報告された事実は、決算情報とともにすべて情報開示責任者に集約される体制になっております。

また、当社では、重要情報を管理し違法な内部者取引の発生を防止するため、社内規則「内部者取引の規制および重要情報の管理に関する規則」を制定し、内部者取引責任者の所管のもと、周知徹底を図っております。

社内において発生した重要な発生事実は、所轄部署の責任者から総務局とコンプライアンス局へ情報が集約され、社長をはじめとする関係役員、情報開示責任者等に報告する体制になっております。

子会社における重要な決定事実、発生事実および決算情報につきましては、各社の責任者から当社の経営戦略室へ情報が集約され、当社の社長をはじめとする関係役員、情報開示責任者等に報告する体制になっております。

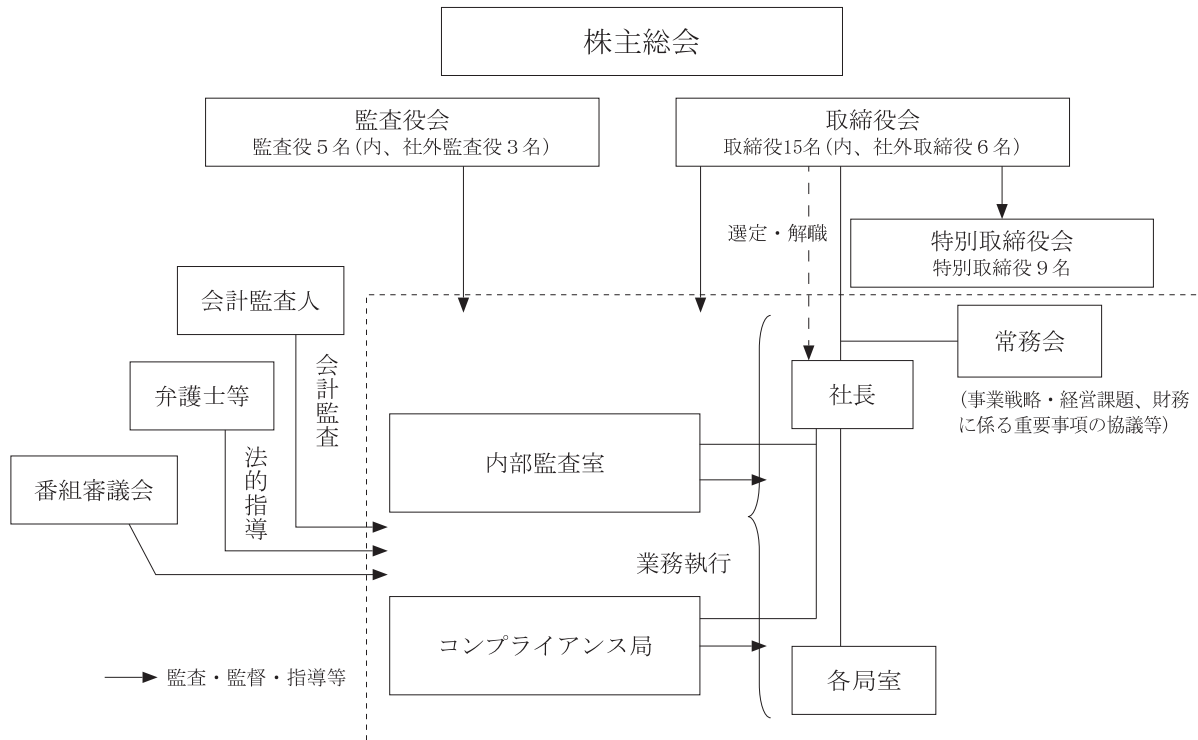
2. 会社情報の適時開示に関する社内体制

上記のように情報開示責任者に集約された情報は、開示担当部署である総務局ならびに経理局を中心に、開示内容に応じて経営戦略室等の関係部署とも検討し、適時開示規則による開示事項に該当するか否かの判断をしております。

開示内容によっては、東京証券取引所に事前確認をするようにしております。

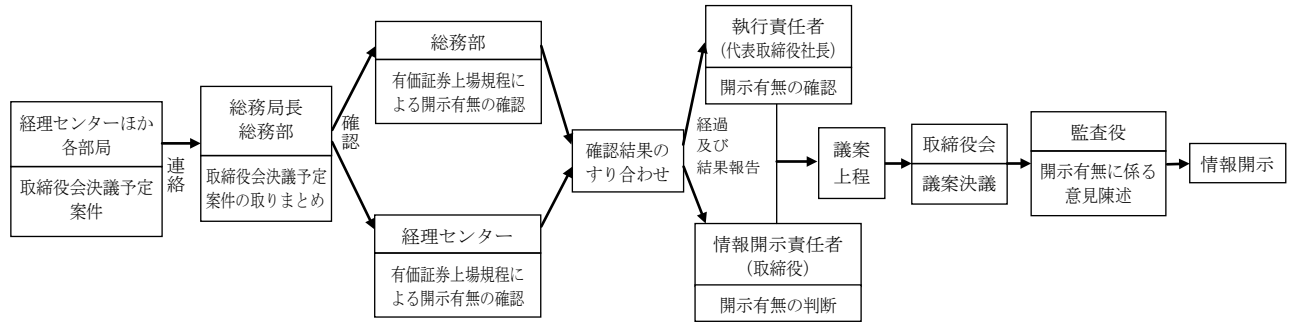
なお、EDINET、TDnet開示システムで開示された情報は、投資者の利便性を考慮して、当社ホームページに掲載しております。また、投資者の問い合わせやマスコミ各社からの取材に対しては、IR担当、広報局などで対応しております。

【参考資料：模式図】

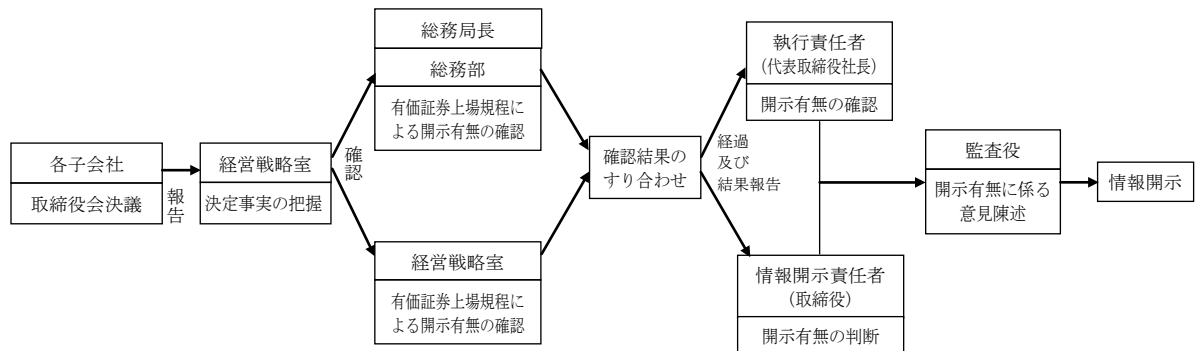


【適時開示体制の概要】

< 当社に係る決定事実・決算に関する情報等 >



< 子会社の決定事実に関する情報 >



< 当社グループに係る発生事実に関する情報 >

